

# 「介護の社会化」の二〇年

自立支援と利用者本位を軸にスタートした介護保険制度だが、訪問介護の制限や軽度者からの給付外し、保険料・利用料の増など法改正のたびに、サービス制限と負担増が繰り返されてきた。介護保険制度の二〇年にわたる変遷を読み解き、制度創設時の理念と私たちの「介護のある暮らし」との比較検証を試みる。



市民福祉情報オフィス・ハスカップ主宰  
小竹雅子

介護保険が登場したとき、「介護の社会化」という言葉がよく使われた。明確な定義はないが、家庭という私的な領域で配偶者や家族が主たる担い手であった介護を、保険料などを払うことで外部化しようと呼びかけた。政府から「含み資産」と呼ばれた無償の介護を社会保険に変えることを、地域活動をしていた非営利組織の多くも支持した。

私は一九九八年に実施して以来、二〇二〇年までほぼ毎年、電話相談「介護保険ホットライン」を開設してきた。また、二〇〇三年から、社会保障審議会の法改正、介護報酬改定の審議傍聴を続けている。電話相談の事例と、政府（経済財政諮問会議）や財務省（財政制度等審議会）、厚生労働省（社会保障審議会）などの認識に、相当の隔たりがあることを痛感している。

## 介護保険の被保険者

介護保険は、費用から利用料を差し引いた給付費を、介護保険料と税金で折半して運営している。費用は初年度（二〇〇〇年度）の三・六兆円から二〇二〇年度は一二・四兆円（推計値）になった。利用料を差し引いた給付費は初年度三・二兆円から一一・五兆円（推計値）と三・六倍になった。

介護保険は四〇歳から強制加入だ。「現役世代」と呼ばれる四〇～六四歳の第2号被保険者は四一九五万人（二〇一七年度）で、「少子化」が進み、一八年間で一二三万人減った。六五歳以上の第1号被保険者は、三五二五万人（二〇一八年度）で、「高齢化」により、初年度の一・六倍に増えた。

総務省の推計では二〇二一年の高齢者人口は三六四〇万人で、高齢化率は二九・一％。二〇四五年まで、七五歳以上の後期高齢者の増加が続くと予想している。

## 六五歳以上の介護保険料

介護保険は、サービスを利用する認定者が増えれば、費用も給付費も比例的に上昇し、保険料も税金も増える。

しかし、六五歳で二分される介護保険料の負担割合は、人口比率で決められる。少子高齢化は、認定者が増えなくても、六五歳以上の負担割合を自動的に引き上げる。

介護保険の会計期間は三年一期で、第一期初年度の第1号介護保険料は、月額二九二一円（基準額の全国平均）だった。第八期の二〇二一年度は月額六〇一四円で倍増した。

第1号被保険者は、月一・五万円（年間一八万円）以上の年金収入があれば、保険料を天引き（特別徴収）される。保険者である市区町村ごとに計算した基準額を一・〇として、所得に応じて負担割合は九段階に細分化されている。二〇〇〇年度は、

おだけ・まさこ

一九五六年生まれ。二〇〇三年より「市民福祉情報オフィス・ハスカップ」主宰。介護保険をテーマに電話相談やセミナーなどを企画。制度改定をまとめた『ハスカップ・レポート』を毎年発行、メールマガジン『市民福祉情報』（二〇二一年一〇月現在、二一三〇号）を無料配信中。著書「総介護社会―介護保険から問い直す」（岩波新書、二〇一八年）ほか。

基準額未満の高齢者が七割を超えていたが、第七期の二〇一八年度には、基準額未満は五割に減り、基準額超が四割に増えた。高齢者の収入は、二極化しているのではないか。

第1号介護保険料は二〇四〇年度、最高九二〇〇円と推計されている。「団塊格差」は以前から指摘されているが、第一次ベビーブーム世代が全員七五歳以上になる二〇二五年を目前にして、高齢者の所得格差の拡大に踏み込んだ議論はまだない。

## 現役世代の介護保険料

四〇～六四歳が支払う第2号介護保険料は、正式には「介護納付金」と呼ぶ。働いている人（被用者）は、医療保険料とともに給与から源泉徴収され、会社（事業主）が半額を負担する。自営業など国民健康保険（国保）加入の場合は、国保組合が半額を負担するが、その分は国庫負担金（税金）から支払われる。第2号介護保険料は、医療保険の保険者ごとに、加入者数による「人数割」で計算してきたが、二〇一七年の介護保険法改正で、給与所得に応じた「総報酬割」になった。この見直しで、年間四〇〇億円超の増収分で国庫負担金を減らすことになった。

「人数割」から「総報酬割」への変更では、収入の高い第2号被保険者を抱える大企業の事業主負担が増える。社会保障審議会では財界の委員の反発が強かった。ちなみに、介護保険を含む社会保障給付費の分担は、事業主負担を減らした分、税金の